三春町告示第81号

平成27年第2回三春町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年8月7日

三春町長 鈴 木 義 孝

- 1 日 時 平成27年8月12日(水)午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場
- 3 付議案件
- (1) 議案第64号 三春町公文書の流出の調査に関する決議について

平成27年三春町議会第2回臨時会を三春町議会議場に招集した。

- 1 応招議員・不応招議員
 - 1) 応招議員(16名)

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡 辺 泰 譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本田忠良 6番 本 多 一 安 7番 儀 同 公 治 8番 渡 辺 正 久 9番 三 瓶 文 博 10番 佐久間 正 俊 11番 小 林 鶴 夫 12番 橋 本 善 次 13番 鈴 木 利 一 15番 佐藤一八 14番 渡邉 勝雄

16番 日下部 三 枝

- 2) 不応招議員(なし)
- 2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第64号 三春町公文書の流出の調査に関する決議について

平成27年8月12日(水曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡 辺 泰 譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本田忠良 6番 本 多 一 安 7番 儀 同 公 治 8番 渡辺正久 9番 三 瓶 文 博 11番 小 林 鶴 夫 12番 橋 本 善 次 10番 佐久間 正 俊 15番 佐藤 一 八 13番 鈴 木 利 一 14番 渡 邉 勝 雄

16番 日下部 三 枝

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收

書記 渡辺慎哉

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	鈴	木	義	孝	
副	町	長	橋	本	國	春	

総	務	課	長	- -	Γ.	藤	浩	之	財	į	務	課	長	,	佐久	、間	幸	久
住	民	課	長	弟	折	野	徳	秋	除	染	対	策 課	長		村	田	浩	憲
税	務	課	長	7	<u></u>	間		徹	保	健	福	祉 課	長	,	佐久	間	孝	夫
産	業	課	長	包	左	藤	哲	郎	建	i	設	課	長	,	伊	藤		朗
	計管計	理者	兼 長	į	袁	藤	弘	子	企		業	局	長		増	子	伸	<u> </u>

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	影	Щ	敏	夫	生 涯	. 1 🗀 🗠		滝	波	広	寿

	曲光禾具入入巨呦欢小畑	5	: ≧⁄ ı	fr a	(土.	⇔
i	農業委員会会長職務代理	月	沙	Д 1	主 .	旦.

代表監査委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年8月12日(水曜日) 午前11時12分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案の提出

議案第64号 三春町公文書の流出の調査に関する決議について

第 4 町長挨拶

第 5 議員提出議案の趣旨説明

第 6 議案の質疑

- 第 7 議案の審議
- 第 8 議長辞職の件
- 第 9 議長の選挙
- 第10 副議長辞職の件
- 第11 副議長の選挙
- 第12 常任委員会委員の選任及び所属の一部変更について
- 第13 常任委員会の委員長等の互選結果の報告について
- 第14 議長の総務常任委員会委員の辞任について
- 第15 議会運営委員会委員の辞任の件
- 第16 議会運営委員会委員の選任の件
- 第17 議会運営委員会委員長等の互選結果の報告について
- 第18 会期延長の件
- 6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前11時12分)

○議長 それでは、開会に先立ち報告いたします。

執行者側より、一身上の都合により宗像義匡農業委員会会長が欠席となり、会長代理として影山 佳宣農業委員会会長職務代理者が出席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長 脱衣を許します。

それでは、ただいまから、平成27年第2回三春町議会臨時会を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。

………・・ 会議録署名議員の指名 ・・………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番影山初吉君、4番佐藤弘君のご両名を指名いたします。

………・・ 会 期 の 決定 ・・………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりでございま すので、ご了承願います。

.....・・ 議 案 の 提 出 ・・..........

○議長 日程第3により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りしました、議案第64号「三春町公文書の流出の調査に関する決議 ついて」の1議案であります。

………・・ 町 長 挨 拶 ・・………

○議長 日程第4により、町長の挨拶を求めます。

鈴木町長!

○町長 臨時会の開会にあたりご挨拶とお詫びを申し上げます。

今回、私が配った町債の推移の資料につきましては、毎年、後援会や各地区の高齢者学級、明徳大学や各団体の町長講和の時、町の財政状況を分かりやすく説明するための資料として、使って参りました。

町の情報をできるだけ早く、町民に提供し情報を共有し、協動のまちづくりを進めるうえで、最も大事であるとともに、私の政治姿勢でもあります。しかし、今回の資料にまだ議会に報告していない平成26年度の数値の入った部分をそのまま利用してしまったことは、私の不注意でありました。議会の皆様にご迷惑をかけたことにつきましては、お詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

今後は十分留意して参りたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げ、あい さつといたします。

………・・ 議員提出議案の趣旨説明 ・・………

○議長 日程第5により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

小林鶴夫君!

○11番(小林鶴夫君) 議案第64号「三春町の公文書流出に関する調査に関する決議について」

三春町の公文書の流出に関する調査を行うため、別紙のとおり決議するものとする。

平成27年8月12日提出

提出者 三春町議会議員 小林 鶴夫

賛成者 三春町議会議員 鈴木 利一

賛成者 三春町議会議員 渡邉 勝雄

決議の趣旨につきましては、議案書及び趣旨説明を読み上げます。

三春町公文書の流出の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり三春町普通会計決算監査資料の流出に関する調査を行うものとする。

1 調査事項

平成26年度三春町普通会計決算監査資料の流出に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び三春町委員会条例第4条の規定により、委員15人で構成する「三春町公文書流出に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、上記1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び 同法第98条第1項の権限を「三春町公文書の流出に関する調査特別委員会」に委任す る。

4 調査期間

「三春町公文書の流出に関する調査特別委員会」は、上記1に掲げる調査が終了する まで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する費用は、既定予算以内とする。

以上決議する。

平成27年8月12日 三春町議会

趣旨説明

平成26年度三春町普通会計決算監査資料(以下「資料」という。)については、平成27年7月13日から17日、及び8月7日に行われた町の決算監査説明書類として、町監査委員及び町長以下町幹部へ配付されたものであるが、この資料の一部が既に7月下旬には一般町民のもとに配布されていることが判明した。

この資料については、地方自治法の規定に基づき、監査委員の審査に付した後、監査委員の意見をつけて議会の決算認定に付すべき書類であることから、それ以前に一般町民のもとに配布されていることは誠に遺憾である。

したがって、このことは公文書の流出にあたるものと判断し、当議会として特別委員会を 設置し調査究明にあたるべく決議するものである。

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださるようよろしくお願いいたします。

.....・・ 議 案 の 質 疑 ・・.....

- ○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により提出議案に対する質疑を行います。 これは、「議案第64号」の提案理由の説明に対する質疑であります。
- ○議長 議案第64号「三春町公文書の流出の調査に関する決議について」を議題といたします。
- ○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

………・・ 議 案 の 審 議・・………

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

- ○議長 討論がありますので、まず、原案に対する反対討論者の発言を許します。 15番佐藤一八君!
- ○15番(佐藤一八君) 私は、公文書流出問題に対し、町側からの説明を受け、なんら違法性がないので、私は特別委員会を設置しなくても良いのではないかと、判断いたします。そこで、特別委員会の設置することに反対いたします。以上です。
- ○議長 次に、賛成者の発言を許します。

4番佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 今回の件につきましては、先般町からの報告書により、町のトップである町長が、9月定例会で議会の決算認定に付すべき書類の一部を町長自らの手によって流出し、配布されたものであり、公文書の流出に違いないことを確認いたしました。その詳細でありますけれども、公文書として町から提出をされました鈴木義孝後援会資料に係る調査報告、日時平成27年7月31日金曜、場所は役場3階会議室、出席調査したもの、副町長、教育長、総務・財務・住民・教育各課長、会計室長であります。

7月6日に決算審査のため、主要な施設の成果を説明する書類、今回の書類が入っている ものであります。起債残高を含めた平成26年度の決算関係資料が、そこにあるわけであり ますけれども、それを6日の日に町長が決裁を行った。

7月15日、町長がこの分、1ページでありますけれども、職員から受け取って、そして、その書類を町長自らが、町内書店に出向き 4, 000 部コピーをし、コピーをする前にその 32ページと言うページが入っています。その 1ページだけぬいたんですから、 32ページと

ページつきの、その文書に自らタイトルを付けまして、後援会資料と自ら書いて4,000部 コピーをして、自分の選挙のリーフレットと一緒に、町民に配ったという事実が町の聞き取 り調査の中で、議会に明らかにされました。

誠に遺憾であり、重大な過失行為であると考えます。職員がやったことであれば、間違いなく処分の対象で、軽い処分か、重い処分かは別として、当然調査委員会を作って、庁内で今後の防止策を含めてやられるものであります。その処分をだす町長が、自らやったのであります。それもある目的をもっての流出であり、うっかりミスで済まされる問題ではないのであります。

反対討論の議員、良く聞いていただきたい。法に触れないから問題がないので、特別委員会を作る必要がないなどと、自ら町に臨時議会を開催させておいて、良く言えると思います。 今回は、法に触れるか触れないかが問題ではないんです。公文書を流出したことが問題なんであります。すり替えはやめましょう。

いくら8月9日に、7人の議員が集められ直々町長から、法的に問題はない旨、話があったそうです。誰が聞いても、だから特別委員会は必要ない、反対しろと言っていると受け取られることであります。議案説明でありました調査権、議会のもつ重要な職務を十分果たすためのものであり、政争の具にしてはならないと言われております。まさに今、政争の具にされていること、非常に残念でなりません。特別委員会を設置しないということは、議事録も作りませんので、公にしない、町民に明らかにしないで、うやむやにすることです。議員誰でも知っています。そういうことをやる議員がいるということです。開かれた議会、どこかそうなんですか。笑われます。今回のようなことが、許されることになれば、すべての根幹が崩れる可能性が現実になり、全く示しがつかなくなるでしょう。今、臨時会は議会の意志として、議会運営委員会の決議を経て、町に請求したものであります。町には特別職や私たち議員に対する、倫理条例的なものはないのでありますが、今後、二度とこのようなことがないよう倫理条例制定も含め、再発防止策を打ち出すことが、必要であろうと考えます。それには、速やかに特別委員会を設置し、真相の解明と検証を行い、同時に防止策を併せて検討しながら、二度とこのようなことが起きないよう、そして、町の秩序が保たれるようにすることが、今与えられている町議会の責務と考え、原案に賛成いたします。

最後に、町長に褒められる議員ではなく、町民に誇れる行動ができる議員であることを切 に望みまして終わりといたします。以上です。

○議長 原案に対する、反対討論者の発言を許します。

渡辺正久議員!

- ○8番(渡辺正久君) 平成26年度三春町普通会計決算監査資料の流出についてでありますが、町総務課の説明を受ける限りにおきまして、町長におきましては、軽率であったと思いますが、違法性はないと判断をいたしました。よって、特別委員会の設置は不要と考え、設置に反対をいたします。以上です。
- ○議長 賛成者の発言を許します。

影山初吉議員!

○3番(影山初吉君) 賛成討論を行います。ただいまですね、反対討論の中で違法性がないので、特別問題はないということで、特別委員会の設置はしなくてもよい、というような発言でありました。

その中で議員必携、ページ263ページ地方自治法第23条の第5項に付されておりますが、ちょっと読み上げてみます。5項ですね、決算附属書類等審査資料ということで、町村

長は決算を議会の認定に付するに当たっては、決算書の外、四つほど書いてありますが、歳 入歳出決算事項別明細書、2番実質収支に関する調書、3番財産に関する調書、4番これが 問題だと思うんですが、決算年度における主要施策の成果説明書とあります。各書類の提出 を義務づけられていると書かれております。なお、(4)の主要施策の成果説明書は、前述し た決算認定制度の本質的意義である行政効果の客観的判断のための資料として提出されるも のと理解できるということでありまして、この中に(5)で地方債の現在残高と公債比率の 動向調べということが載っております。これは、議会は提出された書類で審査するものであ り、証拠書類等を検閲することはできないので、といういろいろ書いてありますが、議員必 携にこう書いてあります。これはあくまでも、微妙なグレーゾーンなんですね。問題ないと 言われていますが、今だからこういうことが県で、県に行って調べた。私もですね、今、国 の法制局へ調査を依頼しております。これは決算年度における主要政策の成果の説明と言う ことは、表裏一体なんですね、この問題は。そういうことで、今、取り組んでおりますが、 この問題ですね、一番最初は町民からでた問題なんです。 26年度の決算議会終わってませ んね、こういうのが流出してんですよ、この問題をですよ、議会が特別委員会を作って、計 論してその結果を町民に知らせる義務があるんです。町民からでた問題ですんで、議会は二 元代表制で行政に対するチェック機関でもありますし、監視機関でもあります。調査権もあ ります。議会は町民の代表なんですね。そういうことで委員会を設置して、真相を究明し、 町民の皆さんに報告する義務があると思いますので、設置に賛成するものであります。以上 であります。

- ○議長 反対討論者の発言を許します。
 - 1番隂山丈夫君!
- ○1番(陰山丈夫君) 私ですね、このことがでてきました当初からですね、特別委員会の設置については反対をしております。非常に違法性が薄いということで考えておりましたので、なおですね、今日ですね、全員協議会の中で総務課長が、県に行って調査をしてきたということが報告されました。その中でですね、この配付された資料、これは議会の認定の対象となるものではないんだよと、上部の判断であります。ですから私が当初、自分で考えていた違法性について、益々理解を深めたわけでございます。そういうことでございますので、私は、この特別委員会を設置してですね、調査をする必要性はないというふうに断言をして反対討論とします。
- ○議長 賛成討論者、賛成討論を許します。
- ○6番(本多一安君) 私は非常に微妙な立場でありますので、差し控えようかなあと思って今、考えておりましたけども、現時の中においては私は議員でありますので、その職務を苦しくても果たさなければならないという観点から、一点だけ申し上げておきたいと思います。

今の論点は、先程、佐藤議員からあったように、違法か、違法でないかって言う話しがあって、反対される皆さん方は言っておられますけども、違法がないからこそ問題なんですよ。ここが違法だったらば、当然議会はその手を町長に染めるわけにはいきません。当然のごとく、犯罪行為でありますので、司法の手にきちんと委ねるしかない、違法でないからこそ、議会がしっかりとそこをチェックし、防止策も含めてやらなければならない。という責務があるんだろうと思います。もっと大事なことは、もしこのことが闇に葬ったり、うやむやなことですんでしまえば、すべてのもの、先程佐藤議員が言いましたけども、すべてこの問題ばかりでなくて、議決をする部分以外は、すべてのものはだしてもいいんですよ、裏を返せ

ばそのような結果になるんだろうと思います。

一つ簡単な例を言えば、例えば入札制度であっても、入札する案件は、それは5,000万 円以上は議会の議決を要しますけど、それ以外は要さないわけです。積算書こんなもの要件 になっていますか、なっていないんです。トップに立つ人が業者の耳元でささやいただけで、 大きな問題なんです。これくらい緊張感を持って行政というのは、執行に当たるべきなんで ないかなと、私は思っています。そういうものを含めて、すべてのですよ、ここにおられる 課長さん方が担当している課、すべてのところで、町民の代表者たる議会にかからなくて、 すべてが町民にどんどんそういうものは、違法でないから出すんですよ。法というのは、常 識、どうしても割り切れない、解決できない、それはいろんな、申し合わせ、決めごとがあ るでしょう。そういうものが、どうしても守られない、いたしかたないから法を適用する。 これが私の、世間一般の常識だと思います。法に通らないから、抵触しないから何をやって もいいんだという社会を作れば、まさに民主主義の根幹を崩れれば、いろんな今まで先人先 般が作り上げてきた、いろんな町の秩序がすべて崩壊をいたします。それをわれわれ議会が、 ここで安易に作る必要ないだろうという考え方の、その理由が分かりません。もう一度繰り 返します。法に抵触すれば、われわれの出る幕ではありません。法に抵触しないからこそ、 われわれ議会がしっかりと住民の代表として、しっかりとチェックをする、注意をする、そ して町の秩序、町民の安全・安心を守るために、しっかりと防止策も考えて、そうやってこの 三春町は今、あるわけです。この自由民権発祥の地、その三春町がまさに、町民の住民の声 を聞かず、議会自らがそれを放棄する。誠に残念でなりません。

したがって、ここはしっかりと議会の責務を果たすということが一番われわれに求められて、今いるんだろうと思います。選挙がどうのこうのでありません。正々堂々と選挙というのは町民の皆さん方に自分の政策を訴っえて、審判を仰ぐ。結果はどうでもいいんですよ。結果は町民が選択をするわけですから。そこに使われたということは私は、予定だとしても極めて残念であります。以上、申し上げて原案に賛成いたします。

- ○議長 反対討論者の発言を許します。ありませんか。
- ○議長 なければ、以上で討論を終結いたします。
- ○議長 これより、議案第64号を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

(議長の声あり)

- ○議長 本田忠良君!
- ○5番(本田忠良君) 採決の間、議場を退席したいと思いますので、お許しをいただきた いと思います。
- ○議長 退席、許可します。
- ○5番(本田忠良君) ありがとうございます。
- D議長 それでは、これより議案第64号を採決いたします。この表決は起立によって、行います。

議案第64号「三春町公文書の流出の調査に関する決議について」原案のとおり決定する ことに賛成の方は、ご起立願います。

○議長 賛成起立者少数であります。

(賛成者:影山初吉君、佐藤弘君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君、渡邉勝雄君) したがって、議案第64号は否決されました。

(議長の声あり)

- ○議長 影山初吉君!
- ○3番(影山初吉君) 全員協議会の開催を求めます。
- ○議長 ただいまの動議は動議として扱ってよろしいでしょうか。 賛成者もう一人。
- ○議長 ただいまの動議について、全員協議会を開くをいうことに対して、決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めまして、ここで、暫時休憩いたします。議員は全協室にお集まりください。再開は追って連絡いたします。

(休憩 午前11時47分)

<休 憩>

(再開 午後4時55分)

○副議長 それでは、全員お揃いですので、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○副議長 お諮りいたします。会議は都合により、時間延長いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 ご異議ないものと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

- **○副議長** ここで暫時休憩いたします。再開はおってお知らせいたします。 (副議長の声あり)
- ○4番(佐藤弘君) われわれはいろいろ話があったんで、執行側の皆さんが見れば、議長が座って副議長がやっている、その辺はいかがなものかと思いますので、前段、なぜ副議長がやっているのか、一言、あるべきではないのか思います。いかがなものでしょう。
- ○副議長 それではですね、先程、日下部議長の方から辞任願いが出ました。それによって、いろいろと協議事項がありまして、ただいまになった次第でこざいます。会議を今しばらくお持ち願いたいと思ってますので、よろしくお願いします。暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。

(休憩 午後4時55分)

<休憩>

(再開 午後5時38分)

○副議長 再開をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。それでは休憩前に引き続き、 始めていきたいと思います。

………・・ 議長の辞職 ・・………

- ○**副議長** 議長日下部三枝君から、議長の辞職願が提出されています。議長辞職の件を日程 に追加し、追加日程第8として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
- ○副議長 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

○**副議長** 追加日程第8、議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、日下部三枝君の退場を求めます。

(日下部三枝君退場)

- ○**副議長** 局長に辞職願を朗読させます。
- ○事務局長 それでは、私から読み上げさせていただきます。

平成27年8月12日付け副議長佐藤一八様 三春町議会議長日下部三枝 辞職願 このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の 規定により許可されるよう願い出ます。以上でございます。

○副議長おいたします。

日下部三枝君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、日下部三枝君の議長の辞職を許可することに決定しました。

○**副議長** 日下部三枝君の入場を求めます。

(日下部三枝君入場)

○副議長 ただいま議長が欠けました。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として、 選挙を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

○副議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。議員の皆さんは全 協室にご集合お願いいたします。

> > (休憩 午後5時42分)

<休 憩>

(再開 午後6時45分)

○副議長 会議を再開いたします。

………・・ 議長の選挙 ・・………

○副議長 追加日程第9の議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票・指名推薦、いずれ の方法で行うことといたしますか、お諮りいたします。

(副議長の声あり)

- ○副議長 5番本田忠良君
- ○5番(本田忠良君) 指名推薦でお願いします。
- ○副議長 指名推薦の声がありました。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたし

ました。それでは、指名推薦をお願いしたいます。

(副議長の声あり)

- ○副議長 3番影山初吉君!
- ○3番(影山初吉君) 14番渡邉勝雄さんにお願いをいたします。
- ○副議長 ただいま、14番渡邉勝男議員が指名推薦されました。
 - 14番渡邉勝雄議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○**副議長** 異議なしと認めます。

よって、渡邉勝雄君が議長に当選されました。

- ○副議長 ただいま、議長に当選されました渡邉勝雄君が議場におられます。会議規則第3 2条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
- ○副議長 ここで、議長に当選されました渡邉勝雄君より就任のごあいさつをお願いいたします。議長前に登壇願います。

渡邉勝雄君!

- ○渡邉勝雄議長 もとより、本当に議長にふさわしくない私でありますが、議員の皆さんの 全員のバックアップをいたすという決意のもとに、議長を受け入れることにしました。あと わずかな期間でありますが、全力で議長の任を全うしていきたいと思います。以上であります。
- ○副議長 これをもって、議長の職務は終了いたしました。皆様のご協力に対し、心から感謝申し上げ、議長の職を解かせていただきます。
- **○副議長** 渡邉議長、議長席にお着き願います。

(副議長は自席に戻り、議長が議長席に着席)

○議長 それでは、議長の選任に伴い、第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。16番日下部三枝君を14番に、14番渡邉勝雄を16番にそれぞれ変更いたします。 議席変更のため少々、お待ち願います。それでは、指定の議席にご移動願います。

(議席変更)

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。議員は全員協議 会室に移動ください。

················· 休 憩 ••··········

(休憩 午後6時52分)

<休 憩>

(再開 午後7時30分)

- ○議長 それでは、全員お揃いでありますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 - ………・・ 副議長の辞職 ・・………
- ○議長 ただいま、副議長佐藤一八君から、副議長の辞職願が提出されています。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として、議題とすることに決定 いたしました。 ○議長 追加日程第10、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規 定によって、佐藤一八君の退場を求めます。

(佐藤一八君退場)

- ○議長 局長に辞職願を朗読させます。
- ○事務局長 それでは、読み上げます。

平成27年8月12日、三春町議会事務局長 佐久間收様

先程議長が不在でございましたので、事務局長宛に提出されております。

三春町議会副議長佐藤一八

辞職願 このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いします。以上でございます。

○議長 お諮りいたします。

佐藤一八君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、佐藤一八君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

○議長 佐藤一八君の入場を求めます。

(佐藤一八君入場)

○議長 ただいま副議長が欠けました。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として、選挙を行うことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いた しました。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。議員は全員協議会室にご移動願います。

(休憩 午後7時33分)

<休 憩>

(再開 午後7時40分)

………・・ 副議長の選挙 ・・………

○議長 休憩前に引き続き、追加日程第11の副議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票・ 指名推薦、いずれの方法で行うことといたしますか、お諮りいたします。

(議長の声あり)

- ○8番(渡辺正久君) 指名推薦でお願いします。
- ○議長 指名推薦の声がありました。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。それでは、指名推薦をお願いしたいます。

(議長の声あり)

- ○議長 4番佐藤弘君!
- ○4番(佐藤弘君) 小林鶴夫議員を指名推薦いたします。
- ○議長 ただいま、11番小林鶴夫議員が指名推薦されました。 11番小林鶴夫議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、小林鶴夫君が副議長に当選されました。

- ○議長 ただいま、副議長に当選されました小林鶴夫君が議場におられます。会議規則第3 2条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
- ○議長 ここで、副議長に当選されました小林鶴夫君より就任のごあいさつをお願いいたします。

小林鶴夫君!

- ○小林鶴夫副議長 ただいま全く予期せぬ副議長に任命されました小林でございます。新しい議長に協力して、皆様のご協力を得ながら三春に恥じない議会にして参りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。
- ○議長 それでは、副議長の選任に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。15番佐藤一八君を11番に、11番小林鶴夫君を15番にそれぞれ変更いたします。議席変更のため、少々お待ち願います。それでは、指定の議席にご移動願います。
- ○議長 ここで、各委員会の変更がありますので、暫時休憩いたします。再開は追ってお知らせいたします。議員は全員協議会室に集合願います。

·············· 休 憩 ••··········

(休憩 午後7時42分)

<休 憩>

(再開 午後8時59分)

………・・ 常任委員会委員の選任及び所属の一部変更 ・・………

- ○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。追加日程第12により、常任委員会委員の選任及び所属の一部変更についてを議題といたします。
- ○議長 お諮りいたします。常任委員会委員の選任及び所属の一部変更については、委員会 条例第5条の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり選任、及び所属の一部変更 をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任及び所属の一部変更については、お手元に配付しました名 簿のとおり決定しました。

正副議長の交代、さらに正副委員長の辞任に伴い所属の変更が生じておりますので、正副 委員長等が欠けている委員会にあっては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員互選 によって委員長等を選任のうえ、報告願います。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

(休憩 午後9時01分)

<休 憩>

(再開 午後9時37分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に再開いたします。

………・・ 常任委員会委員長等の互選結果の報告 ・・………

- ○議長 追加日程第13により、各常任委員会の委員長等の互選結果の報告についてを議題 といたします。
- ○議長 文教厚生常任委員会より委員長に渡辺泰譽君、副委員長に日下部三枝君が、それぞれ選任された旨の届け出がありましたので、報告いたします。
- ○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。議員は、各常任委員会室にお集まりください。その後、全員協議会室にお集まり願います。

(休憩 午後9時40分)

<休憩>

(再開 午後10時03分)

○副議長 副議長の小林です。それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

………・・ 議長の総務常任委員会委員の辞任 ・・………

○副議長 日程第14により議長の総務常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま渡邉勝雄議長から議会運営における中立性並びに議長職責の遂行の理由により、 総務常任委員会の委員を辞任したいとの願い出がありました。

なお、地方自治法第117条の規定により、議長は議事に参与できないことを申し添えます。

(渡辺勝雄議長退場)

○副議長 それでは、お諮りいたします。

本案は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、渡邉議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副議長 渡邉勝雄議長の入場を求めます。

(渡邉勝雄議長入場)

○副議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。議員は全員協議会 室にご参集ください。

> > (休憩 午後10時06分)

<休憩>

(再開 午後10時57分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

………・・ 議会運営委員会委員の辞任 ・・………

○議長 ただいま、佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君から一身上の都合により、議会運営

委員会委員を辞任したいとの申し出がありましたので、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第15として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第15として、議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定によって、佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君の退場を求めます。

(佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君退場)

○議長 お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君の議会運営委員会委員の辞任を許可する ことに決定しました。

○議長 佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君の入場を求めます。

(佐藤弘君、鈴木利一君、佐藤一八君入場)

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。議員は、全員協議会室にお集まりください。

(休憩 午後10時06分)

<休 憩>

(再開 午後11時16分)

………・・ 議会運営委員会委員の選任 ・・………

○議長 それでは、休憩を閉じて、議会運営委員会委員の選任の件についてを日程に追加し、 追加日程第16として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定いたしました。

○議長 追加日程第16議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

ただいま議会運営委員に3名の欠員が出ております。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するとありますので、議会運営委員に三瓶文博君、渡辺泰譽君、日下部三枝君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、決定いたしました。

なお、小林鶴夫君は副議長として議会運営委員となります。

○議長 委員長の辞任等により、委員会条例第6条第2項の規定により、委員互選によって 委員長を選任のうえ報告願います。 ○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。

(休憩 午後11時18分)

<休 憩>

(再開 午後11時34分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

………・・ 議会運営委員会委員長等の互選結果の報告 ・・………

- ○議長 追加日程第17により議会運営委員会の委員長等の互選結果の報告についてを議 題 といたします。
- ○議長 議会運営委員会より、委員長に佐久間正俊君、副委員長に三瓶文博君が選任された 旨の届け出がありましたので報告いたします。

(休憩 午後11時36分)

<休 憩>

(再開 午後11時47分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

···········• 会期延長 • • ··········

○議長 お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第18として、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第18として、議題とすることに決定いたしました。

○議長 お諮りします。

本臨時会の会期は、8月12日と議決されていますが、都合によって8月12日から13 日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、8月12日から8月13日までの2日間とすることに決定いたしました。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は、明日10時からといたします。以上で散会いたします。ご苦労様でした。

(散会 午後11時48分)

平成27年8月13日(木曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡 辺 泰 譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本田忠良 6番 本 多 一 安 7番 儀 同 公 治 8番 渡 辺 正 久 9番 三 瓶 文 博 11番 佐藤 一八 10番 佐久間 正 俊 12番 橋 本 善 次 13番 鈴 木 利 一 14番 日下部 三 枝 15番 小 林 鶴 夫

16番 渡 邉 勝 雄

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長

佐久間 收

書記

渡辺慎哉

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町		長	鈴	木	義	孝	
副	町	長	橋	本	國	春	

総	務	課	長	工	藤	浩	之	財	務		課	長	佐夕	、間	幸	久
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染;	寸 第	記 課	長	村	田	浩	憲
税	務	課	長	本	間		徹	保	健礻	畐 礼	上課	長	佐ク	間	孝	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	設		課	長	伊	藤		朗
1	計 管 計			遠	藤	弘	子	企	業		局	長	増	子	伸	<u> </u>

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	影	Щ	敏	夫	生涯	手 学 習 諛		滝	波	広	寿

農業委員会会長職務代理 影 山 佳 宣

代表監查委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年8月13日(木曜日) 午前11時26分開会

第 1 桜川河川改修推進特別委員会委員の辞任の件

第 2 桜川河川改修推進特別委員会委員の選任の件

第 3 桜川河川改修推進特別委員会委員長等の互選結果の報告について

第 4 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任の件

第 5 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任の件

第 6 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の定数及び選任の件

- 第 7 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長等の互選結果の報告について
- 第 8 議案の提出

議案第65号 監査委員の選任につきて議会の同意を求めることについて

- 第 9 提案理由の説明
- 第10 議案の質疑
- 第11 議案の審議
- 第12 総務常任委員会の委員長の互選結果の報告について
- 第13 議会運営委員会委員の辞任の件
- 第14 議会運営委員会委員の選任の件
- 6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前11時26分)

○議長 それでは、改めておはようございます。夕べは大変遅くまでご苦労様でした。それでは、本日の会議を開きます。会議に先立ち脱衣を許します。

………・・ 桜川河川改修推進特別委員会委員の辞任 ・・………

○議長 ただいま、影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君から一身上の都合により、桜川河川 改修推進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありましたので、桜川河川改修推進特別 委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加第2号日程第1として、直ちに議題としたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、桜川河川改修推進特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加第2号日程第1として議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定によって、影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君の退場を求めます。

(影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君退場)

○議長 お諮りいたします。

本件は、申し出とおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君の桜川河川改修推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

○議長 影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君の入場を求めます。

(影山初吉君、佐藤弘君、鈴木利一君入場)

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。議員は全員協議会室に集合してください。

(再開 午前11時39分)

○議長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

………・・ 桜川河川改修推進特別委員会委員の選任 ・・………

○議長 桜川河川改修推進特別委員会委員の選任の件についてを日程に追加し、追加日程第2号第2として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、桜川河川改修推進特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2号第 2として議題とすることに決定いたしました。

- ○議長 追加日程第2号第2として、桜川河川改修推進特別委員会委員の選任の件を議題といたします。
- ○議長 特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に 諮って指名するとありますので、桜川河川改修推進特別委員会委員に隂山丈夫君、佐藤一八 君、日下部三枝君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、決定いたしました。

- ○議長 委員長の辞任等により、委員会条例第6条第2項の規定により、委員互選によって 委員長等を選任のうえ報告願います。
- ○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。議員は委員会室に 集合お願いします。

(休憩 午前11時41分)

<休憩>

(再開 午前11時54分)

- ○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。
 - ………・・ 桜川河川改修推進特別委員会委員長等の互選結果の報告 ・・………
- ○議長 追加日程第2号第3により、桜川河川改修推進特別委員会の委員長等の互選結果の報告についてを議題といたします。
- ○議長 桜川河川改修推進特別委員会より、委員長に三瓶文博君、副委員長に佐藤一八君が、 それぞれ選任された旨の届け出がありましたので報告いたします。
- ○議長 この後、町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任等について、協議を行うためここで暫時休憩といたします。再開は、追って連絡いたします。

(休憩 午後11時55分)

<休 憩>

(再開 午後2時05分)

- ○議長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。
 - ………・・ 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任 ・・………
- ○議長 ただいま、影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利 一君から一身上の都合により、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員を辞任したいとの 申し出がありましたので、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追 加し、追加日程第2号第4として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第2号第4として議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定によって、影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君の退場を求めます。

(影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君退場)

○議長 お諮りいたします。

本件は、申し出とおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君 の三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

○議長 影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君の入場を求めます。

(影山初吉君、佐藤弘君、本田忠良君、本多一安君、小林鶴夫君、鈴木利一君入場)

○議長 ここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時8分)

<休 憩>

(再開 午後2時9分)

- ○**副議長** 副議長の小林です。それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。 ………・・ 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任 ・・…………
- ○副議長 追加日程第2号第5により三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任の 件を議題といたします。

渡邉勝雄君から、一身上の都合により、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員を辞任 したいとの申し出がありました。地方自治法第117条の規定により、渡邉勝雄君の退場を 求めます。

(渡邉勝雄君退場)

○副議長 それでは、お諮りいたします。

本案は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、渡邉勝雄君の三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副議長 渡邉勝雄君の入場を求めます。

(渡邉勝雄君入場)

○**副議長** ここで、暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。なお、議員の方は 全員協議会室にお集まり願います。

(休憩 午後2時11分)

<休 憩>

(再開 午後2時29分)

○副議長 再開させていただきます。ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時29分)

<休憩>

(再開 午後2時30分)

○議長 それでは、休憩を閉じて、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の定数及び選任の件についてを日程に追加し、追加日程第2号第6として、直ちに議題したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の定数及び選任の件を日程に追加し、 追加日程第2号第6として議題とすることに決定いたしました。

- ○議長 追加日程第2号第6として、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の定数及び 選任の件を議題といたします。
- ○議長 特別委員の定数及び特別委員の選任については、委員会条例第4第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するとありますので、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員の定数を15から9名とし、委員にお手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、決定いたしました。

- ○議長 委員長の辞任により、委員会条例第6条第2項の規定により、委員互選によって委員長等を選任のうえ報告願います。
- ○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。

··················· 休 憩 •••··········

(休憩 午後2時32分)

<休憩>

(再開 午後3時45分)

○議長 それでは、休憩を閉じて、再開いたします。

……・・三春町町立学校再編等調査特別委員会委員委員長等の互選結果の報告・・……

- ○**議長** 追加日程第2号第7により、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長等の互選結果の報告についてを議題といたします。
- ○**議長** 三春町町立学校再編等調査特別委員会より、委員長に日下部三枝君、副委員長に佐久間正俊君がそれぞれ、選任された旨の届け出がありましたので報告いたします。
- ○議長 ここで監査委員の推薦の協議ため暫時休憩いたします。再開は、追って連絡します。

議員は全員協議会へご移動願います。

(休憩 午後3時47分)

<休 憩>

(再開 午後4時58分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

………・・ 時間の延長 ・・………

○議長 お諮りいたします。本日の会議は都合により、時間延長いたしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

………・・ 議案の提出 ・・………

○議長 追加日程第2号第8号により、議案の提出を行います。提出議案は、お手元にお配りしました議案第65号の1議案あります。

………・・ 提案理由の説明 ・・………

- ○議長 追加日程第2号第9により、町長より提案理由の説明を求めます。 鈴木町長!
- ○町長 それでは、提出議案の説明をいたします。議案第65号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」、議会から選任されていました監査委員渡辺泰譽氏が平成27年8月12日でに辞任されたため、新たに渡辺正久氏を委員として選任したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

………・・ 議案の質疑 ・・………

- ○議長 追加日程第2号第10により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する 質疑を行います。これは、議案第65号の提案理由の説明に対する質疑であります。
- ○議長 議案第65号を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

………・・ 議案の審議 ・・………

- ○議長 追加日程第2号第11により、議案の審議を行います。
- ○議長 議案第65号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、渡辺正久君の退場を求めます。

(渡辺正久君退場)

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議長 質疑なしと認めます。
- ○議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第65号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を採 決いたします。

○議長 お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

渡辺正久君の出席を求めます。

(渡辺正久君入場)

○議長 それでは、ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時04分)

<休憩>

(再開 午後6時01分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

……・・総務常任委員会委員長の互選結果の報告・・……

- ○議長 追加日程第2号第12により、総務常任委員会の委員長の互選結果の報告について を議題といたします。
- ○議長 総務常任委員会より、渡辺正久君が委員長を退任し、委員長に佐藤弘君が選任された た旨の届け出がありましたので報告いたします。

……・・議会運営委員会委員の辞任・・……

○議長 ただいま、渡辺正久君から一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありましたので、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第2号第13として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第2号第13として議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定によって、渡辺正久君の退場を求めます。

(渡辺正久君退場)

○議長 お諮りいたします。

本件は、申し出とおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、渡辺正久君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

○議長 渡辺正久君の入場を求めます。

(渡辺正久君入場)

○議長 ここで、議会運営委員選任のため暫時休憩いたします。再開は、おって連絡いたします。議員は、全協室へご移動願います。

(休憩 午後6時06分)

<休 憩>

(再開 午後6時10分)

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き、再開いたします。

……・・議会運営委員会委員の選任・・……

○議長 それでは、議会運営委員会委員の選任の件についてを日程に追加し、追加日程第2号第14により、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2号第14として議題とすることに決定いたしました。

○議長 追加日程第2号第14議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

ただいま議会運営委員に1名の欠員がでております。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとありますので、議会運営委員に佐藤弘君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議長 よって、ただいま指名いたしましたとおり、決定いたしました。
- ○議長 以上で、本臨時会の日程は、すべて終了いたしました。

ここで、町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長!

○町長 2日間の臨時会ご苦労様でございました。渡邉勝雄新議長のもとで新しい議会構成ができました。議長中心とした議会活動にご期待を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○議長 これをもって、平成27年三春町議会第2回臨時会を閉会いたします。 (閉会 午後6時20分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年8月13日

福島県田村郡三春町議会

議長

署名議員

署名議員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第64号	三春町公文書の流出の調査に関する決議について	賛成 6 反対 8	原案否決
議案第65号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつ いて	全員	原案同意